

ご存じ
ですか

クーリング・オフ

クーリング・オフとは…

訪問販売などで申し込みや契約をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内なら一方的に解約できる制度です。

(詳細裏面)

クーリング・オフの方法は……

必ず書面で行います

郵便はがき

〒□□□□-□□□□

市□□町□□番地

株式会社
代表者様

住所□□□□□□
氏名□□□□□□

契約日 (※契約書面受領日) ○○○○年○月○日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○円

販売会社名 ○○○○株式会社

担当 ○○○○様

右記日付の契約は解除します。なお、支払い済みの○○○円を返金し商品を引き取って下さい。

○○○○年○月○日

必ずコピーを
取っておこう!



契約書面を受け取った日

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

ここまで
(8日以内)

内職・モニター商法や
マルチ商法の場合
(20日以内)

- ハガキの両面をコピーし、保管しておきましょう。
- 郵便局で簡易書留または特定記録郵便で出しましょう。
- 支払方法でクレジット利用の場合は信販会社にも同時に通知が必要です。

クーリング・オフ
すると……

- 書面を出した時点で契約は解除されます。
- 支払い済みの代金は、全額返金されます。
- 商品を受け取っている場合は返品できます。(引き取り費用は業者負担)
- サービスがすでに提供されている場合も、代金を支払う必要はありません。
- 土地や建物の工事が着手されていても、業者の負担で元に戻してもらえます。

困ったときは、迷わず相談を

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 滋賀県彦根市元町4-1

相談電話：0749-23-0999

相談時間：午前9時15分 から 午後4時まで
土日も相談受付しています。(祝日・年末年始は休業)

または、消費者ホットライン 0570-064-370



特定商取引法によるクーリング・オフ

取引の種類	クーリング・オフ期間	適用対象・条件等	販売方法	相談の多い商品・役務															
訪問販売	法定の契約書面を受領した日から 8日間	店舗外での契約（家庭・職場訪問など） 店舗での契約（街頭で呼び止められた・電話で呼び出された場合）	すべての商品・役務・指定権利で代金総額3千円以上	家庭・職場などで訪問販売された 街頭で呼び止められて店舗に連れて行かれた 電話で呼び出されて店舗に連れて行かれた	ふとん・電気治療器具・消火器・浄水器・健康食品・学習教材・化粧品・エステ・シロアリ駆除・各種会員権・屋根・外壁工事・給湯設備やソーラーシステムなど														
電話勧誘販売		電話による勧誘	指定された消耗品を使用した場合不可	自宅・職場などに勧誘の電話がかかってきた	資格講座（行政書士・社会保険労務士・宅地建物取引主任者・電検三種等）・学習教材など														
マルチ商法	法定の契約書面又は商品を受領した日のいずれか遅い日から 20日間	マルチ商法であればすべて該当	すべての商品・権利・役務	販売組織に加入した人が、友人・知人に「利益が得られる」と次々勧誘し、ピラミッド型に会員を増やし、商品を販売していくシステム	パソコン周辺機器・浄水器・化粧品・健康食品・医療器具・女性下着など														
特定継続的役務提供	法定の契約書面を受領した日から 8日間	右の6業種（店舗に出掛けたときも該当）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定役務（6業種）</th> <th>契約期間</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エステティック</td> <td>1ヶ月超</td> <td rowspan="6">5万円超</td> </tr> <tr> <td>語学教室</td> <td rowspan="4">2ヶ月超</td> </tr> <tr> <td>学習塾</td> </tr> <tr> <td>家庭教師等の在宅学習</td> </tr> <tr> <td>パソコン教室</td> </tr> <tr> <td>結婚相手紹介サービス</td> </tr> <tr> <td colspan="3">関連商品も解約可能</td> </tr> </tbody> </table>	指定役務（6業種）	契約期間	契約金額	エステティック	1ヶ月超	5万円超	語学教室	2ヶ月超	学習塾	家庭教師等の在宅学習	パソコン教室	結婚相手紹介サービス	関連商品も解約可能			クーリング・オフ期間後でも、未提供部分の中途解約が認められています。違約金の上限は定められています。
指定役務（6業種）	契約期間	契約金額																	
エステティック	1ヶ月超	5万円超																	
語学教室	2ヶ月超																		
学習塾																			
家庭教師等の在宅学習																			
パソコン教室																			
結婚相手紹介サービス																			
関連商品も解約可能																			
内職・モニター商法	法定の契約書面を受領した日から 20日間	この商法はすべて該当	すべての商品・権利・役務	仕事の提供を約束して、仕事に必要な物品を買わせたり、登録料を支払わせる商法	ホームページ作成・パソコン入力・宛名書き・チラシ配り・浄水器・和服・女性下着など														
送りつけ商法（ネガティブ・オプション）			すべての商品・権利・役務	注文していない商品を勝手に送りつけ、代金を請求する商法 14日間 過ぎれば、自由に処分可能	書籍・学習教材・ビデオ・ストックング・紳士録・皇室アルバムなど														
通信販売	クーリング・オフの制度はありません。ただし、返品等が可能な場合もあります。返品可否、条件を広告に表示していない場合は、8日間送料を消費者が負担して返品することができます。			申込書郵送や電話・インターネットで商品を購入する方法															

- その他の法律にもクーリング・オフ制度は定められています。
- いずれの制度もいろいろな条件があります。また、クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも解決できることがあります。詳細はお問い合わせください。